

実習協力事業所の要件について①

1 実習指導者を配置していること。

＜実習指導者の要件＞

常勤専従の主任介護支援専門員（施設にあっては現任の介護支援専門員）であって、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

(1) 指導者養成研修を修了していること。

＜指導者養成研修＞以下の研修を指す。

- 平成24年度～介護支援専門員研修演習助言者養成研修
（長野県社会福祉協議会実施）
- 平成27年度～介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修

（次頁へ続く）

実習協力事業所の要件について②

(前頁からの続き)

- (2) 法定研修及び長野県介護支援専門員協会が実施する法定外研修において、過去3年以内に1回以上講師又はファシリテーターを務めていること。
- (3) 主任介護支援専門員更新研修修了者
(平成28年度～)

2 県又は市町村が実施する指導監査監督において、改善勧告を受けたことがないこと。

留意事項

- 原則として、実習指導者が責任を持って受講者を指導し、評価基準に基づき評価するものとする。
- 但し、実習中、実習指導者が適切と判断した場合は、実習指導者の助言に基づき、事業所内の現任の介護支援専門員が指導することができる。
- 実習指導者は、現任の介護支援専門員が指導する際は、**あらかじめ実習の指導の視点等について伝達すること。**

実習Ⅱ（見学実習）における登録手続き①

実習協力事業所は、登録制とする。

登録申請

- 実習受入施設を希望する介護保険事業所は、指定研修実施機関に対し「実習受入施設登録申請」を行う。

要件確認

- 指定研修実施機関は、登録申請のあった介護保険事業所に対し実習受入事業所要件を確認。

登録通知

- 要件を満たしていると認められる場合、登録通知を发出する。

実習Ⅱ（見学実習）における登録手続き②

登録期間は1年間とする。

H28.4頃

H29.4

H30.4

随時新規登録受付開始
(有効期限:平成29年度
末を予定)

平成29年度以降、
年度初めに更新登録
(新規登録は随時受付)